

鎌倉市議会基本条例改正案への意見に対する市議会の考え方

番号	条項	頂いた御意見	市議会の考え方	備考
1	第3条	<p>市政について市民意思の反映について、市民の多様な意見の把握における請願及び陳情はそれだけでは不十分であると考えます。特に、市政に関わる重要案件については、常に、議会自らが市民意識の調査を怠るべきではないと考えます。そのための実施規定を整備し、予算措置を講じることが必要であると考えます。</p>	<p>議会は市民の代表機関であることから、議会が市民の意見を伺う広聴の機会をできるだけ増やすため、第6条第4項及び第14条の規定を踏まえ、多様な手法で市民の意思が反映できるよう努めてまいります。</p>	<p>修正なし</p> <p>※関連条項 第6条第4項、第14条</p>
2	第3条	<p>政策提案及び政策提言のための活性化に努めることについて「係る手続きは必要により要綱において定める」と解説されていますが、市民生活に関わる重要な案件については、選択的ではなく、常時、住民意識の把握に努めるべきであると考えます。そのための調査手法は、「必要により」ではなく、「早急に」整備すべきであると考えます。そして、その結果は、議会の各会派で共有し、夫々の政策立案や提言として取りまとめ、市民に公開すべきであると考えます。</p>	<p>政策提言の実施に関する要綱を定める予定であることから、逐条解説の改正案に記載した「必要により」という文言は削除します。</p>	<p>逐条解説の修正</p>
3	第3条	<p>市民意見の聴取及び収集の方法については、案件の性格・特徴に応じて様々な手法の中から適切に選択できるよう、調査手法の特徴を一覧表として用意すべきであると考えます。</p>	<p>市民意見の聴取及び収集については、アンケート調査など多様な手法により行うことが第6条第4項第2号に規定されていますが、意見聴取会など、案件に応じて、適切な手法を選択してまいります。</p>	<p>修正なし</p> <p>※関連条項 第6条第4項第2号</p>
4	条項の指定なし	<p>陳情・請願の趣旨を説明をする機会が追加されるなど、この条例が出来てから実際に改善すべきところが検討され、前に進んでいることはわかります。</p> <p>しかしながら、この条例の目的の一つである、積極的な政策立案および政策提言を行えるようにする部分について、(改正案からはずれませんが)</p> <p>①実際に議員主体の政策がどれくらい出されたのか？(除く市民、執行機関)</p> <p>②またその政策の効果はあったのか？</p> <p>③それを市民がわかるすべはあるのでしょうか？</p> <p>第9章条例の検証は唱っているものの、その評価は議会内の判断にとどまってしまう。その評価セクションを外部に作成することも無駄かとおもいます。もっと市民にわかりやすくする工夫が必要かと思います。</p>	<p>これまでも意見書や決議などの議員提出議案は多くありますが、会派を超えた議員活動による政策立案及び政策提言はそれほど多くはありません。</p> <p>今後、政策立案機能の強化を図り、有効な政策提言を行うよう努めるとともに、市民の皆様はその成果をお分かりいただけるよう、ホームページや議会だよりなどを通じて、広報に努めてまいります。</p>	<p>修正なし</p> <p>※関連条項 第3条、第6条</p>

番号	条項	頂いた御意見	市議会の考え方	備考
5	第6条第2項	改正案の「協議又は調整を行うための場」という表現は、具体的な会議体を指すものではなく、一般的な表現と読める。従って、改正案では、例えば議員有志による検討会等も含め、協議又は調整を行うための場は全て原則公開ということになってしまう。従って、「協議又は調整を行うための場」という表現は、「議会全員協議会」とするべきではないか。	条文の改正案にある「協議又は調整を行うための場」を「議会全員協議会」に改めます。	条文の修正
6	第13条	議員の研修強化にあたり、市民との交流の機会は、是非、活発に行うようお願いしたいと考えます。このことが、市民の市政に対する理解を深め、議会活動の活性化に繋がると考えます。	市民と議会が共通の研修を受けることで、議会と市民とのさらなる交流が行われ、市民の市政に対する理解が深まるよう努めてまいります。	修正なし
7	第13条第2項	改正案では、議員研修は全て市民等に公開すると読める。議員研修の中には、議員が当然知っているであろうと市民から思われている研修（例えば、モラルについての研修等）もありうると考えるので、「市民等に公開する」の表現は、「市民等に積極的に公開する」に改めるべきではないか。	議員研修は市民等に公開し、市政や市民生活上の課題の共有を図ろうとするものでありますが、御指摘のとおり、テーマまたは講師の意向などにより、受講者の範囲を限定して行うことが適当であるケースも想定されます。その上で、議員研修を市民等に積極的に公開することを前提としつつ、柔軟な対応ができるよう、条文及び逐条解説の改正案にある「公開する」の前に「原則」という文言を追加します。	条文及び逐条解説の修正
8	第20条	災害時の緊急的な判断を下す必要がある際、首長不在時や不測の事態の時に、首長に代わり、議会が決断を下すことを目的として策定は必要かと思えます。 しかし、災害時においては、様々な情報が行き来するため、情報の滞留する場所は極力減らすべきであり、執行機関で一元化すべきと考えます。 BCP策定の足がかりとして、第8章を追加するのは賛成ですがBCPの内容をどう作り上げていくかが重要かと思えます。	御指摘のとおり、災害時の指揮命令を首長に一元化するのは当然であり、仮に首長不在時や不測の事態が発生したときであっても、首長の職務代理制度があるため、議会が決断を下すことはありません。議会は議会としての役割を果たすために議会BCP（業務継続計画）を策定しており、議会の機能が維持され、発揮されることが必要と考えています。	修正なし

番号	条項	頂いた御意見	市議会の考え方	備考
9	第20条	<p>改正案では、議会が主体的に災害対策及び災害復旧活動を行うように読める。災害対策及び災害復旧活動の主体者は行政であり、議会は、それらの一部の役割を担うものでしかないの で、第20条第1項の後半は、「・・・必要な体制を構築し、執行機関と連携を図りながら、適切かつ迅速な災害対策及び災害復旧活動に協力することとする。」に改めるべきではないか。</p>	<p>執行機関における円滑な災害対応が可能となるよう、議会においては、災害復旧に必要な予算等の議決を速やかに行うため、本会議や委員会の開催準備等、一日も早く議会機能を正常化させることを目指します。 さらに、議員一人一人が地域の声を執行機関に届けたり、地域住民とともに災害復旧活動を行うことも重要であることから、このような表現としています。</p>	修正なし
10	第20条	<p>当条文を今どき条例に加えるのは遅いくらいであるが、大変結構なことだと思います。 昨今の議会に必要と思われることは「条例」を見直しをしたり追加すべきことであると思う。 かつて「鎌倉市民100人会議」を開き、市民の目線を見た「鎌倉市民自治体条例案」を提出したことがあるが、残念ながら鎌倉行政は拒否をしてしまったことがある。</p> <p>災害にはいろんな災害があります。専門家筋によると「30年以内に南海トラフ大地震が発生する」と言われております。また最近では大型台風の襲来、長雨による河川の氾濫、コロナウイルス感染災害ら予期しない災害が次から次へと続出している。</p> <p>鎌倉市の地形はこれらすべての災害が何時発生してもおかしくないためにも、災害情報ネットワークを早急に整備し、リスクマネジメントをしておく必要がある。それには議員各位で一日も早く条例を設ける必要がある。</p>	議会に対する御意見として承ります。	修正なし

番号	条項	頂いた御意見	市議会の考え方	備考
11	その他	<p>当条例に対して、鎌倉市行政並び市議会に一言苦言を呈した い。</p> <p>私は「行政プロジェクトである鎌倉市一般廃棄物最終処分 場・6号地」に関する陳情書を平成27年・29年の2回に渡って 提出してきました。</p> <p>当プロジェクトは「4代の市長に跨る27年間という前代未聞 の長丁場の工事業」である。</p> <p>因みに6号地は4号地・5号地の埋立プロジェクトの工事期 間・経費・補償金らの3倍近くかかっている。</p> <p>観光厚生常任委員会では陳情に対して、原局（環境部環境施 設課）に対して確認をとっていただいたようですが、原局の言 いなりの回答をそのまま鵜呑みにして、陳情者に返事をしてき ました。</p> <p>それ以後、観光厚生常任委員会は原局への検証・精査の究明 は無く、この陳情案件は終了してしまっている。</p> <p>私は6号地の埋立終了（平成12年3月）から20年間、多面的 視点から検証・精査の真相の究明を行ってきました。究明の体 感・体解したことをこの場を借りて、特別委員会の皆さん並び 観光厚生常任委員会の皆さんに強く訴えたいと思います。</p> <p style="text-align: right;">【次ページに続く】</p>	<p>議会に対する御意見として承ります。</p> <p>御意見のうち、常任委員会において陳情提出 者の意見を聴く場を設けるとの御意見につつま しては、現状においても、請願・陳情提出者か ら申出があった場合は、請願・陳情が付託され た委員会において、休憩中に発言及び委員から の質疑を行う場を設けております。さらに今回 の議会基本条例の改正により、休憩中ではな く、委員会の開催時間内に請願・陳情の趣旨説 明を行うよう改めようとするものです。</p> <p>また、議会における対話に関する御意見につ きましては、第4条第5号及び第9条において 議員同士が積極的に議論することを、また第6 条第4項において議会情報の公開及び市民意見 の聴取について規定しており、これらの規定に 基づき議会の活性化に努めてまいります。</p>	修正なし

番号	条項	頂いた御意見	市議会の考え方	備考
11		<p>—鎌倉市一般廃棄物最終処分場— 全市民の知られざる6号地の問題点</p> <p>一、鎌倉市一般廃棄物最終処分場6号地は、4代の市長に跨る前代未聞の27年間続いた行政プロジェクトである。当プロジェクトの総額は13億円からの金額を要し、そのうち農地地権者への補償金（営業損失補償金）は8億1,000万円である。4号地・5号地の3.5倍もの経費が掛かっております。</p> <p>一、長丁場になった要因には、焼却残渣を埋め立てた跡地から高濃度のガスが発生したことにある。それも県（横須賀三浦地区県政総合センター環境部）から指摘されたものである。</p> <p>※かつて平成10年6月18日付け神奈川新聞は1号地～3号地の焼却残渣の跡地からガスが発生している「警鐘スクープ記事」を載せたことがある。当時の循環部長・課長らは「完全焼却した焼却残渣であるから、ガスの発生は断じてない」と豪語したものである。ところが、6号地の焼却残渣の埋め立て終了後、10年にして高濃度のガスが発生した。予期しなかったガス抜き大規模工事のために1,300万円が出費となっている。</p> <p>一、行政公文書である契約（補償）協定書の情報公開請求をしたが、「保管期限が過ぎているために、廃棄処分し物理的に「不存在」である」との通知を受ける。鎌倉市情報公開条例では「市民に対して知る権利を保障し、かつ説明責任を果たすことの重要性にかんがみ、行政文書の公開に関して必要な事項を定めることになり、市の保有する情報の公開を図り、市政の透明性を向上させる行政と市民の共有財産である」と謳われている。</p> <p>※「不存在」通知を受けた後、原局に対して「農地地権者の保管案」を提言することによって、平成4年時の協定書「控え」コピーを入手する。協定書には真実の真相が記録されている。</p> <p style="text-align: right;">【次ページに続く】</p>	(前ページからの続き)	

番号	条項	頂いた御意見	市議会の考え方	備考
11		<p>一、平成4年時の協定書のあと、環境施設課では平成12年以降、単年度ごとの補償協定書を令和元年まで交わしている。平成4年時の補償金(3,025円)と平成12年以降の補償金は同額になっているが、実態は2,149円の格差があることを発覚する。</p> <p>※原局窓口では公文書を廃棄処分していると説明をしながら、観光厚生常任委員長には「記録は無いが口頭での引継ぎをしており、平成4年時の補償金の内訳は①営業損失補償金876円＋②覆土復元費2,149円＝3,025円である」と釈明している。7年間の覆土復元費は1億6,155万円。営業損失補償金は6,561万円。覆土復元費の納得する説明は無い。補償金の内訳については協定書のどこにも明記されていない。このような事が鎌倉行政内では罷り通るのであるのか？ 虚偽に等しい発言である。</p> <p>一、鎌倉市は財政が逼迫していると公言しながら、全鎌倉市民が知らないところで、市民が汗水流して納めた血税が6号地でタレ流されている。</p> <p>特別委員会並びに常任委員会殿への提言</p> <p>一、プロジェクトが完了するまでは、どんな理由があろうとも「行政文書は保管する」よう「改正」のお願いをいたします。</p> <p>一、陳情書を提出された時は、各常任委員会は提出者を交じえて、何が問題かの意見を聞く場を設けてください。行政担当者の発言がすべて正しいと、早とちりをしないよう時間をかけて、自ら検証・精査の究明をして、途中で投げないでください。特に行政プロジェクトに関しては要注意です。</p> <p>一、鎌倉自治体法(条例)には時代にそぐわないものがあるため、定期的な見直しが必要だと思います。</p> <p>一、昨今の鎌倉市は頭だけが先行し、問題が山積しており実践力に乏しく、市民疎外の感が多々あります。市民と行政の「信頼」の乖離が広がるばかりです。鎌倉行政は市民・議員との対話が無く、また議員同士の対話、市民と議員との対話がなさすぎる。「対話なくして信頼はなく、信頼なくして共同なし」の鎌倉のまちなっている。市民を代表する議員もそれぞれ政治哲学をもって、「明日の鎌倉」を創造し、開発に全力投球してください。応援をしております。</p>	(前ページからの続き)	